

評価項目及び評価基準

1 評価点

評価点の算出方法は、次の合計点数とする。

$$\begin{array}{rcccl} \text{技術審査点数} & + & \text{価格審査点数} & = & \text{合計点数} \\ (1,050 \text{ 点満点}) & & (150 \text{ 点満点}) & & (1,200 \text{ 点満点}) \end{array}$$

2 技術審査点の点数化の方法

選定委員 1 人当たりの技術審査点の配点は、150 点とする。また、表 1 評価項目及び配点（以下「表 1」という。）に示す評価項目ごとに、表 2 評価基準（以下「表 2」という。）で示す基準により評価し、各選定委員が項目ごとに算出した点数の合計を技術審査点数とする。なお、各評価項目の点数及び技術審査の点数の計算方法は、次に揚げるとおりとする。

(1) 各評価項目の点数＝表 1 の各項目の配点×表 2 の評価による配分率

※少数点第 2 位まで求める（小数点第 3 位以下は切り捨てる。）。)

(2) 技術審査点数＝前号で算出した各評価項目の点数の合計

※少数点第 2 位まで求める（小数点第 3 位以下は切り捨てる。）。)

表 1 評価項目及び配点

評価項目	評価内容	配点	項目 配点
業務内容及び 実施方法	業務理解度	105	15
	国の動向や地域特性への理解度		10
	本市の介護予防・生活支援事業の状況に関する理解度		10
	見積積算額の妥当性		5
	技術提案の実現性		15
	技術提案の独創性		5
	回収率を高める取り組み		20
	正確かつ適切な電算処理技術		5
	成果品の効果的な活用についての提案		20
実施体制	適切な人員配置等、十分な実施体制	25	10
	全体方針や適切な工程管理		5
	取り組み姿勢に対する熱意		10
事業者の技術力	同様の調査や計画作成について業務実績	20	10
	配置予定の管理技術者の資格・業務実績・専任性		5
	配置予定の技術者の資格・業務実績・専任性・地域精通度		5
【合計】		150	

※合計点数が、配点の 5 割を下回る場合には、優先交渉者として選定しない。

表 2 評価基準

評価	評価内容	点数の算出方法（配分率）
A	特に優れている	配点 × 100%
B	優れている	配点 × 75%
C	普通	配点 × 50%
D	やや劣る	配点 × 25%
E	劣る	配点 × 0%

3 価格審査の点数化方法

価格審査の配点は、150 点とする。価格審査における価格審査点数は、次の式によって算出する。

（例）

$$\text{価格審査点数} = (\text{最低見積価格} \div \text{提案価格}) \times 150 \text{ 点}$$

※少数点第 3 位以下は切り捨てる。

4 同点の場合

審査の結果、最も合計点数が高い者が複数あるときは、審査委員の多数決により優先交渉者を選定する。